

輸出向け日本産果実及び野菜に係る残留農薬基準の遵守について

今後、日本産果実及び野菜（以下「果実等」という。）の輸出促進を図る上では、量的な拡大のみならず、輸出先での残留農薬基準を重視した輸出対応が重要である。

このため、輸出向け果実等の残留農薬基準の遵守に向け、以下の事項に取り組むものとする。

(基本)

- 1 輸出向けの果実等については、輸出先の残留農薬基準に適合した果実等の輸出を第一とし、輸出先において使用が禁止、あるいは残留基準が設定されていない農薬が使用されている場合には、果実等の輸出は行わないこと。

(生産段階での対応)

- 2 果実等の輸出に際しては、予め輸出先を特定することを基本とし、輸出先の残留農薬基準を確認の上、当該基準に応じた生産（産地）段階での農薬の選定、使用時期や使用回数等について、生産者等関係者全員の合意を得た後、適切な防除、生産履歴の確実な記帳等に取り組むこと。

(輸出向け果実等の残留農薬基準の確認)

- 3 2により生産された果実等の輸出に際しては、生産履歴が確実に保持されていることを確認するとともに、必要に応じて、輸出者又は産地において、残留農薬分析を実施の上、輸出先の残留農薬基準に適合していることを確認すること。

(緊急的な輸出の際の残留農薬基準の確認)

- 4 2又は3に拘わらず、緊急的に果実等を輸出する際には、必ず、輸出者又は産地において、生産履歴の確認又は残留農薬分析を実施の上、輸出先の残留農薬基準に適合していることを確認することとし、輸出先の残留農薬基準に適合しない場合には、当該果実等の輸出は行わないこと。